

第 86 号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占有物件		占用料			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第一種電柱	1本につ	690	630	610
	第二種電柱	き1年	1,100	970	940
	第三種電柱		1,400	1,300	1,300
	第一種電話柱		620	560	550
	第二種電話柱		990	900	880
	第三種電話柱		1,400	1,200	1,200
	その他の柱類		62	56	55
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メ	6	6	5
	地下に設ける電線その他の線類	ートルに つき1年	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	600	550	540
	地下に設ける変圧器	占有面積 1平方メ ートルに つき1年	370	340	330
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につ き1年	1,200	1,100	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520	470	460
	広告塔	表示面積 1平方メ	2,200	900	590

				メートルにつき1年			
	その他のもの			占用面積1, 200	1, 100	1, 100	
				1平方メートルにつき1年			
法第32条第1項	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	26	24	23
第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				37	34	33
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				55	51	49
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				74	68	66
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				110	100	99
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				150	140	130
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				260	240	230
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				370	340	330
	外径が1メートル以上のもの				740	680	660
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4	3	3
			その他		12	11	11
			道路の構造又は交通の状況を表	1本につき1年	990	900	880

		示する標示柱その他の柱類					
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	620	560	550
			地下に設けるもの		370	340	330
		その他のもの			1,200	1,100	1,100
		法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積	1,200	1,100	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
		上空に設ける通路			1,100	450	300
		地下に設ける通路			670	270	180
		その他のもの			1,200	1,100	1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	22	9	6	
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	220	90	59	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	220	90	59	
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	2,200	900	590	

		つき1年			
標識		1本につき1年	990	900	880
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22	9	6
	その他のもの	1本につき1月	220	90	59
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22	9	6
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220	90	59
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	900	590
	その他のもの		1,100	450	300
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	1,200	1,100	1,100
令第7条第3号に掲げる施設		1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	220	90	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		1平方メートルにつき1月	120	110	110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
	階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		

	に設けるもの	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条建築物 第9号に掲げる施設			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
令第7条建築物 第10号に掲げる施設及び自動車駐車場			Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
令第7条トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
	応急仮設建築物	上空に設けるもの その他のもの	Aに0.023を乗じて得た額		
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条トンネルの上又は高速自動車国道第13号若しくは自動車専用道路（高架のみに掲げるものに限る。）の路面下に設ける施設			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
		上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額		
		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額		

別表備考第2号(2)中「、水俣市」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表（以下「新別表」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用

料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可（以下「許可」という。）を受け、又は同法第35条の規定による同意（以下「同意」という。）を得て道路の占有をしている工作物、物件又は施設（施行日において許可を受け、又は同意を得たものを含む。以下「既存占有物件」という。）に対して徴収すべき令和3年度の占有料の額は、既存占有物件について新別表の規定を適用して算定した占有料の額が改正前の別表の規定を適用して算定した占有料の額に1.2を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を超える場合は、当該調整額とする。

（提案理由）

道路を占有する場合の占有料の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。